

働き始める前に...

労働条件のチェック!

1 働く期間

契約はいつまで?更新は?

2 働く場所と仕事内容

どこでどんな仕事をするの?

3 働く時間・休日

いつ何時から何時まで働くの?
残業は?休憩は?休日は?

4 給料

時給の場合最低賃金以上になっている?

5 いつどのように支払われる?

退職

辞めるときはどのような手続きが必要?



就業規則

※働く上で重要な情報や就業規則は書面でもらって保管しておきましょう。

※就業規則は労働条件や会社のルールが記載されています。10人以上の労働者がいる会社は必ず就業規則を作成し、書面の交付などの方法で労働者に周知しなければなりません。



辞めるとき...

退職・解雇

退職

労働者の自由な意思や雇用期間の満了などで会社を辞めることをいいます。

労働者にはいつでも退職の自由が認められていますが、あらかじめ契約期間が定められていないときは、労働者は少なくとも2週間前までに退職の申し出をすれば、法律上はいつでも辞めることができます。自分から辞めるときは会社のルールを確認してみましょう。

解雇

使用者の意思で労働契約を一方的に終了することをいいます。

会社が人を辞めさせるには、だれが見ても「納得できる理由」があり、社会の常識から見ても「しかたがない」と認められる必要があります。なお、働く期間が決まっているアルバイトの場合、その期間中に解雇することは原則としてできません。

※解雇する場合、突然解雇することはできず、少なくとも解雇する日の30日前までに、会社は働く人に予告しなくてはなりません。



働いているとき...

労働時間・休憩時間・休日

労働時間

原則 1日8時間以内、1週40時間以内(休憩時間を除く)

※これを超えて働く場合は労使協定(三六協定)が必要です。また超過勤務に対しては割増賃金が支払われます。※18歳未満の時間外、休日・深夜労働は禁止されています。

休憩時間

1日の労働時間によって途中に休憩が必要です。

- 6時間を超える→45分以上
- 8時間を超える→60分以上



休日

少なくとも1週間に1日、または4週間を通じて4日以上の日が必要です。

割増賃金・有給休暇・仕事中のケガ・ハラスメント

割増賃金

既定の時間を超えたとき、その超えた時間について25%以上の割増賃金を支払われることになっています。

- ・1日8時間を超えたとき、1週間に働いた時間が40時間を超えたとき 25%以上
- ・午後10時～午前5時の深夜に働いたとき 25%以上
- ・週1回の法律で定められた休日に働いたとき 35%以上



有給休暇

定められた休日以外の日、働く人の休みたい日に有給で休める休暇です。

働き始めて6か月たって、出勤日の8割を出勤していれば、

- 週2日勤務の人は → 3日の有給休暇を取得
- 週1日勤務の人は → 1日の有給休暇を取得

休む理由は自由ですが、事前にいつ休むかを会社に申し出なくてはなりません。



仕事中にケガをしたら?

仕事中のケガは労災保険で。

仕事に、仕事のもとで起きたケガであれば、アルバイトでも、治療費は労災保険から支払われます。



仕事中にハラスメントを受けたら?

相手の言動や日時などを記録し、家族や友人など信頼できる人や会社の専門相談窓口、公的な相談窓口などに相談しましょう。

- ・セクシュアルハラスメント(セクハラ) : 職場で、相手が望まない性的な言動をして、不快にさせたり、働きにくくさせること。
- ・パワーハラスメント(パワハラ) : 職場で、立場の強さを利用して、必要な範囲を超えた言動で人に苦痛を与えたり、職場環境を悪くすること。
- ・カスタマーハラスメント(カスハラ) : お客様が立場の強さを利用して、従業員に不当な要求や暴言などの迷惑行為をすること。

